

どう転がっても面白いっ 六面体 豊岡ロゴマーク等使用規程

(目的)

第1条 本規程は、「どう転がっても面白いっ 六面体 豊岡ロゴマーク等」(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等の適切な活用を図り、豊岡市の魅力発信及び、市民・事業者等の意識醸成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で規定するロゴマーク等とは、「どう転がっても面白いっ 六面体 豊岡」の呼称と、別添資料に定めるシンボルマーク及びこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文をいう。

(権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、豊岡ツーリズム協議会(以下「協議会」という。)(事務局：豊岡市観光政策課)に帰属するものとする。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマーク等を使用できるものは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 豊岡市の魅力発信につながる事業等
- (2) 豊岡市民、豊岡市内の事業者及び地域が連携して実施する事業等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会及び豊岡市が認める事業等

(ロゴマーク等使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用承認)

第6条 ロゴ使用承認、取り消し、使用に関する一切の事務処理は豊岡市観光政策課が行う。

(使用申請)

第7条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク等使用(変更)申請書(別紙)及び次の各号に定める必要書類を豊岡市観光政策課に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) ロゴの利用イメージがわかる企画書または完成見本等
- (2) その他、協議会及び豊岡市観光政策課が必要と認めるもの

2 次の各号に該当する場合は、前項に定める申請書等の提出を省略することができる。ただし、この場合であっても使用の範囲、使用の基準、使用上の遵守事項に従うものとする。

- (1) テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が報道を目的として使用する場合
- (2) 協議会の構成団体が広報等を目的として使用する場合

(3) 協議会及び豊岡市観光政策課の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に使用する場合

(4) 協議会及び豊岡市観光政策課が使用する場合

(使用の基準)

第8条 ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

(1) 豊岡市の魅力、ロゴマーク等の信用又は品位を害するものと認められる場合

(2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

(3) 第三者の利害を害すると認められる場合

(4) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会または豊岡市観光政策課が不相当と認めた場合

(使用上の遵守事項)

第9条 使用承認を受けた者は、次の各号に定める事項をすべて遵守しなければならない。

(1) 承認された内容にのみ使用し、豊岡市観光政策課が指示する使用条件に従うこと。

(2) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ロゴマーク等を使用する者は、本規程及び別添「ROKUMENTAI TOYOOKA LOGO MARK MANUAL」を厳守しなければならない。

(4) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。

(5) ロゴマーク等を使用した完成品を豊岡市観光政策課に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、そのサンプルまたは画像データの提出をもって代えることができるものとする。

(6) 使用内容を変更する場合は、ロゴマーク等使用(変更)申請書(別紙)と必要書類を豊岡市観光政策課に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第10条 協議会及び豊岡市観光政策課は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用承認を受けた者に対し、ロゴマーク等を使用した完成品等の回収等の措置を請求することができる。使用承認を受けた者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日からロゴを使用することはできないものとする。

(1) 使用承認を受けた者がこの規程に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

(損失補償等の責任)

第11条 協議会及び豊岡市観光政策課は、ロゴマーク等の使用を承認したこと、または使用承認を取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認を受けた者が、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会及び豊岡市観光政策課は一切の責任を負わないものとする。

3 使用承認を受けた者が、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により協議会及び豊岡市観光政策課に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

1 この規程は、2022年3月30日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。